○やまと広域環境衛生事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成23年3月1日条例第15号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。 (勤務時間等)
- 第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する 条例(平成7年御所市条例第4号)の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に御所市又は田原本町に勤務していた職員であって、引き続き施行日において、この条例の適用を受ける組合の職員となったもの(以下「併任職員」という。)に対する任命権者の承認は、この条例の相当規定に基づく組合の任命権者の承認とみなし、その期間は通算する。
- 3 併任職員の施行日の属する年における年次有給休暇及び一の年において期間が定められている特別休暇の日数については、併任の際において定められていた年次有給休暇及び一の年において期間が定められていた特別休暇の残日数とする。

附 則 (平成24年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。